

「有害性情報の報告に関する運用について」の一部改正について

( 経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室 )

「有害性情報の報告に関する省令(平成16年厚生労働省・経済産業省・環境省令第2号)」及び「新規化学物質等に係る試験方法について(平成15年11月21日 薬食発第1121002号、平成15・11・13製局第2号、環保企発第031121002号)」が一部改正されたことに伴い、「有害性情報の報告に関する運用について(平成16年3月25日 薬食発第0325002号、平成16・03・19製局第5号、環保企発第040325003号)」の一部を平成17年4月1日付けで改正しましたのでお知らせいたします。

平成17年4月1日  
薬食発第0401001号  
平成17・03・07製局第1号  
環保企発第050401001号  
厚生労働省医薬食品局長  
経済産業省製造産業局長  
環境省総合環境政策局長

「有害性情報の報告に関する運用について」の一部改正について

「有害性情報の報告に関する省令(平成16年厚生労働省・経済産業省・環境省令第2号)」及び「新規化学物質等に係る試験方法について(平成15年11月21日 薬食発第1121002号、平成15・11・13製局第2号、環保企発第031121002号)」が一部改正されたことに伴い、「有害性情報の報告に関する運用について(平成16年3月25日 薬食発第0325002号、平成16・03・19製局第5号、環保企発第040325003号)」の一部を下記のとおり改正し、平成17年4月1日から施行する。

記

1(1)中 を削り、 を とし、 を とする。

1(5) 中「3.0」を「3.5」に改める。